

平成 23 年 3 月 (4 月納付分) からの健康保険料について

☆平成 23 年 3 月分 (4 月納付分) からの健康保険料について

全国健康保険協会 (協会けんぽ) の平成 23 年度の都道府県別の保険料率が改正されました。

都道府県別の保険料については、一般の被保険者は平成 23 年 5 月 2 日に納付する保険料 (3 月分) 以降、全国平均で現在の 9.34% から 9.50% へ上がります。

また、40 歳から 64 歳までの方 (介護保険第 2 号被保険者) に対する介護保険料についても、1.50% から 1.51% へ上がります。

都道府県別の保険料率は、3 月分の保険料 (一般の被保険者については 4 月納付分) からとなります。

都道府県別の保険料率は全国健康保険協会 (協会けんぽ) のサイトでご確認ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,0,120,674.html>

全国健康保険協会 (協会けんぽ) のサイトから、お住まいの都道府県ごとの健康保険の保険料率を確認してください。

この例では東京都の計算をしています。

お手数ですが全額から折半額の計算をお願いいたします。

健康保険料 介護保険なし 全額 9.48% 折半額 4.74%

健康保険料 介護保険あり 全額 10.99% 折半額 5.495%

平成23年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

〔健康保険料率: 平成23年3月分~ 適用〕 〔厚生年金保険料率: 平成22年9月分~平成23年8月分 適用〕
〔介護保険料率: 平成23年3月分~ 適用〕 〔児童手当抛出金率: 平成19年4月分~ 適用〕

(東京都)

(単位:円)

標準報酬	報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)				
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者等		坑内員・船員		
			9.48%		10.99%		16.058%※		16.696%※		
等級	月額	日額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
1	58,000	1,930	円以上 ~ 63,000	5,498.4	2,749.2	6,374.2	3,187.1				
2	68,000	2,270	63,000 ~ 73,000	6,446.4	3,223.2	7,473.2	3,736.6				
3	78,000	2,600	73,000 ~ 83,000	7,394.4	3,697.2	8,572.2	4,286.1				
4	88,000	2,930	83,000 ~ 93,000	8,342.4	4,171.2	9,671.2	4,835.6				
5(1)	98,000	3,270	93,000 ~ 101,000	9,290.4	4,645.2	10,770.2	5,385.1	15,736.84	7,868.42	16,362.08	8,181.04
6(2)	104,000	3,470	101,000 ~ 107,000	9,859.2	4,929.6	11,429.6	5,714.8	16,700.32	8,350.16	17,363.84	8,681.92
7(3)	110,000	3,670	107,000 ~ 114,000	10,428.0	5,214.0	12,089.0	6,044.5	17,663.80	8,831.90	18,365.60	9,182.80
8(4)	118,000	3,930	114,000 ~ 122,000	11,186.4	5,593.2	12,968.2	6,484.1	18,948.44	9,474.22	19,701.28	9,850.64
9(5)	126,000	4,200	122,000 ~ 130,000	11,944.8	5,972.4	13,847.4	6,923.7	20,233.08	10,116.54	21,036.96	10,518.48
10(6)	134,000	4,470	130,000 ~ 138,000	12,703.2	6,351.6	14,726.6	7,363.3	21,517.72	10,758.86	22,372.64	11,186.32
11(7)	142,000	4,730	138,000 ~ 146,000	13,461.6	6,730.8	15,605.8	7,802.9	22,802.36	11,401.18	23,708.32	11,854.16
12(8)	150,000	5,000	146,000 ~ 155,000	14,220.0	7,110.0	16,485.0	8,242.5	24,087.00	12,043.50	25,044.00	12,522.00

☆平成 23 年 3 月分 (4 月納付分) からの厚生年金保険料について

厚生年金保険の保険料率は「平成 22 年 9 月分 (同年 10 月納付分) から平成 23 年 8 月分 (同年 9 月納付分)」まで適用されますので、平成 23 年 8 月までは変更はありません。

厚生年金保険料については全国一律の保険料率になります。

厚生年金保険料 一般 全額 16.058% 折半額 8.029%

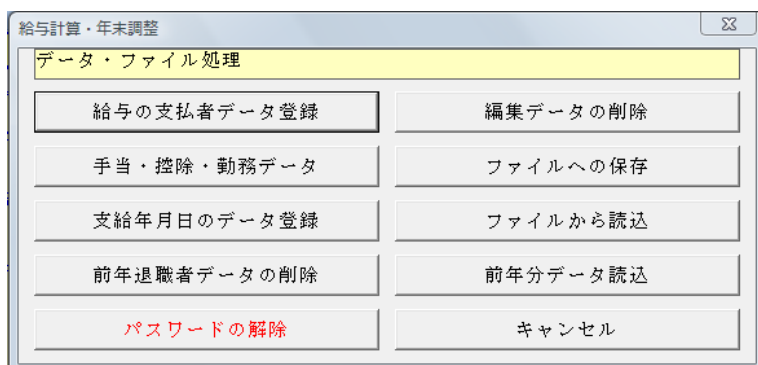
保険料率は日本年金機構のサイトでご確認ください。

<http://www.nenkin.go.jp/main/employer/index6.html>

システムの修正手順について

お手数ですが、以下の手順で給与に適用する割合を変更して下さい。

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。



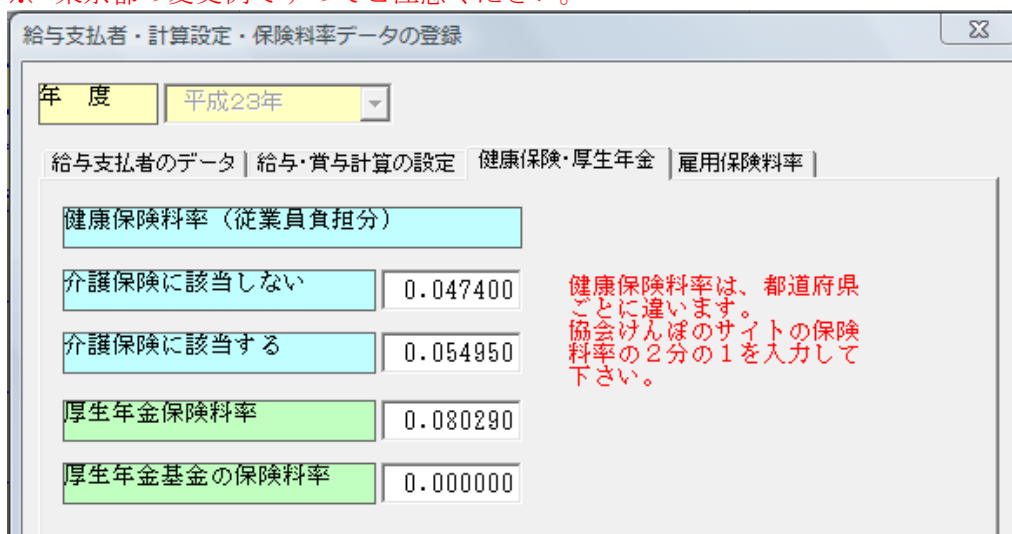
給与計算・年末調整

データ・ファイル処理

給与の支払者データ登録	編集データの削除
手当・控除・勤務データ	ファイルへの保存
支給年月日のデータ登録	ファイルから読込
前年退職者データの削除	前年分データ読込
パスワードの解除	キャンセル

- 2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を変更します。
- 3 「介護保険に該当しない」の保険料率の「0.046600」を「0.047400」に変更して下さい。
- 4 「介護保険に該当する」の保険料率の「0.054100」を「0.054950」に変更して下さい。
- 5 「厚生年金保険料率」の保険料率の「0.080290」は、そのまま「0.080290」です。

※ 東京都の変更例ですのでご注意ください。



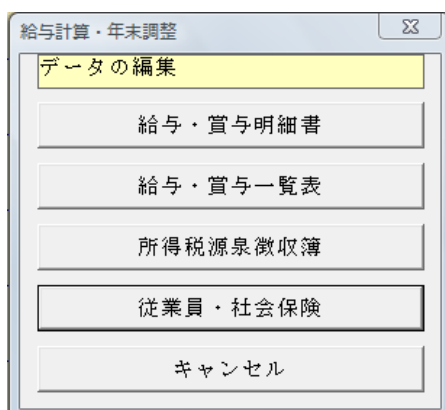
給与支払者・計算設定・保険料率データの登録

年度 平成23年

給与支払者のデータ | 給与・賞与計算の設定 | 健康保険・厚生年金 | 雇用保険料率

健康保険料率（従業員負担分）		
介護保険に該当しない	0.047400	健康保険料率は、都道府県ごとに違います。協会けんぽのサイトの保険料率の2分の1を入力して下さい。
介護保険に該当する	0.054950	
厚生年金保険料率	0.080290	
厚生年金基金の保険料率	0.000000	

- 6 「編集」メニューから「従業員・社会保険」をクリックします。



給与計算・年末調整

データの編集

給与・賞与明細書
給与・賞与一覧表
所得税源泉徴収簿
従業員・社会保険
キャンセル

7 「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分の保険料を変更します。

被保険者報酬月額算定基礎届		随用年月	9	健康保険と厚生年金の 計算をします。
金銭(通貨)の額	現物の額	合計		計算実行
4月		0	0	
5月		0	0	
6月		0	0	
支払基礎日数が17日未満の場合は金銭の額を0円にして計算して下さい。		総計	0	<input type="checkbox"/> 40歳から64歳までで介護保険適用有
		平均額	0	<input type="checkbox"/> 年齢70歳以上で厚生年金が不要
		修正平均額	0	
		遡及支払額	0	昇降給月 <input type="text" value="4"/>
標準報酬月額		個人負担分		
従前の健康保険	380 千円	18,012		
従前の厚生年金	380	30,510		

<ご注意>

標準報酬月額を入力していないと、健康保険料と厚生年金保険料の再計算はされません。

「計算実行」ボタンから役員と従業員の方の健康保険料と厚生年金保険料を変更した場合は、「平成23年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表」で確認して下さい。